

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

測量計画機関である東松山県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山県土整備事務所管内

四 作業期間

平成二十八年八月三日から平成二十九年二月十七日まで